

民間資金等活用事業推進委員会第22回総合部会（概要）

日 時：平成19年11月9日（金）10：00～11：38

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、土屋専門委員、中島専門委員、
松本専門委員、三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

（1）PFI推進委員会総合部会報告（案）について

事務局より、資料に基づき説明。

事務局から、資料1「PFI推進委員会総合部会報告（案）」を中心に資料の説明を行った。特に、前回の第21回総合部会の資料「PFI推進委員会総合部会報告案（素案）」からの委員、専門委員の意見及び関係省庁への事実誤認の照会の結果を踏まえた変更点を中心に説明を行った。

委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

- ・資料2で補助対象に関して「BTO90%」と記述されているが、この母数は何か。
- ・（事務局）PFIとして施設整備を行うことが想定される事業で補助対象のものを母数としており、そのうちいくつがPFIの場合にも補助対象とされているかという形で整理している。

- ・ユニタリーペイメントについて、「特にBOTについてはユニタリーペイメントについて積極的導入をはかるよう、その実効ある具体的方策について検討し、」と記述されているが、これはBOTについては、工事業務に相当するものも含めて減額の対象にするとの位置付けでよいのか。逆にBTOについては、現在の工事業務に相当するサービス対価は確定債権として減額しないものとするということか。解釈について確認したい。

- ・（事務局）BTOについては、「契約に関するガイドライン」で、施設の建設工事業務に相当する「サービス対価」は確定債権として減額の対象としないこととしているので、それを前提とした。BOTについては、様々な委員からいただいた、一律にユニタリーペイメントを導入するのではなく、時宜に応じ、また事業に応じて個別に判断すべきという指摘、金融機関に対するインセンティブを構築しなくてはいけないという指摘を受けて、「実効ある具体的方策について検討し」という表現を用いた。

- ・公共事業において厳密な意味で財務的に独立採算型にすることはほとんどありえない。PFIでは実際には公共が実質的なコストを負って事業を行っている。だからこそ公共が責任を持ってやっていることもあるので、このことはもっとはっきりさせるべき。

- ・係争処理の考え方は大事。具体的な手順について、係争処理には、話し合いによ

る方法、仲裁機関に頼る方法、DAの発動といろいろなレベルがある。こうした段階的な処理の進め方を示し、その次にそれぞれの段階ごとの具体的な手順という形で、わかりやすく記載してほしい。

・ボンドについて、「引受、販売、格付け取得等を要し、手間もコストもかかり、また、参加者も増える」と記載されている。ここでは、参加者が増えることにより煩雑になるというマイナスの意味合いで使われていると思われるが、ボンドや証券化は、幅広く投資家を募るというプラスの意味合いもある。これらを対比して記載してほしい。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681